

SMBC NEWS



2016年11月4日

商務部、《外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法》を公布

商務部は2016年10月8日付で、《外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法》（商務部令2016年第3号、以下「本弁法」）を公布し、即日施行しました。これにより、外商投資企業の設立・変更における商務部門の手続きは、参入特別管理措置に該当しない場合、従来の審査・批准ではなく備案（＝届出）となりました。

参入特別管理措置の範囲は、《外商投資産業指導目録（2015年改訂）》の制限類・禁止類、奨励類のうち持分・経営幹部の要求がある項目等とされており^{（※）}、該当する場合は本弁法の備案管理は適用されず、従来どおり審査・批准が必要です。

※ 2016年10月8日付《国家發展改革委員会 商務部公告2016年第22号》

1. 「三資企業法」の改定

本弁法の公布は、全国人民代表大会（全人代）常務委員会により2016年9月3日付で《外資企業法》《中外合弁経営企業法》《中外合作経営企業法》のいわゆる三資企業法と《台湾同胞投資保護法》を含む四つの法律の改正が可決され、2016年10月1日付で施行されたことを受けたものです。

これまで《外資企業法》等の三資企業法で審査・批准が必要とされていた、外資企業の設立・分割・合併・経営期限延長・その他重要な変更等は、参入特別管理措置に該当する場合を除き、今後は備案管理（届出手続き）が適用されます。

既に、上海自由貿易試験区（以下「自貿区」）では2013年から、上海自貿区拡大地域・広東・天津・福建自貿区では2015年から、外商投資企業の設立・変更は、それぞれエリアを特定した備案制度が実施されていました。今回の法改正は実質的に、同備案制度の全国拡大と見なすことができます。

表1 主な改定内容

「参入特別管理措置に該当しない場合、下記の審査・批准事項については[備案管理](#)を適用」

《外資企業法》

- 第六条 [外資企業設立の申請](#)は、国务院の對外經濟貿易主管部門又は国务院の授權する機關がこれを審査認可する。審査認可機關は、申請受領日から90日以内に、認可する旨又は認可しない旨を決定しなければならない。
- 第十条 [外資企業の分割、合併その他の重要事項の変更](#)については、審査認可機關に報告して認可を受けた上で、工商行政管理機關に対し変更登記手続をしなければならない。
- 第二十条 [外資企業の経営期間](#)については、外国投資家が申請し、審査認可機關が認可する。期間満了後に延長する必要がある場合には、期間満了の180日前までに審査認可機關に対し申請を提出しなければならない。審査認可機關は、申請受領日から30日以内に認可する又は認可しない旨を決定しなければならない。

《中外合弁経営企業法》

- 第三条 [合弁各当事者の締結する合弁協議、契約及び定款](#)については、對外經濟貿易主管部門（以下「審査認可機

SMBC NEWS



関」という)に報告し審査認可を受けなければならない。審査認可機関は、3か月以内に認可する又は認可しない旨を決定しなければならない。合併企業は、認可を経た後に国家工商行政管理主管部門にて登記を行い、営業許可証を受領した後、営業を開始する。

- 第十三条 合併企業の合併期間については、それぞれの業種及び状況に応じて異なる約定をする。合併期間を必ず約定しなければならない業種もあるが、合併期間を約定しても、しなくてもよい業種もある。合併期間を約定した合併企業について、合併各当事者は、[合併期間の延長](#)に合意する場合、合併期間満了の6か月前までに審査認可機関に対し申請しなければならない。審査認可機関は、申請受領日から1か月以内に、認可する又は認可しない旨を決定しなければならない。
- 第十四条 [合併企業において重大な欠損・一方の当事者による契約及び定款所定の義務の不履行又は不可抗力等が発生](#)した場合において、合併各当事者の協議による合意を経て、審査認可機関に報告し認可を受け、且つ国家工商行政管理主管部門に対し登記したときは、契約を終了することができる。契約違反により損害をもたらした場合には、契約に違反した一方が経済責任を引き受けなければならない。

《中外合作经营企业法》

- 第五条 [合作企業の設立申請](#)は、中外合作者が締結した協議、契約及び定款等の文書を国务院の対外経済貿易主管部門又は国务院が授権する部門及び地方政府（以下「審査認可機関」という）に提出し、審査認可を受けなければならない。審査認可機関は、申請受領日から45日以内に、認可する又は認可しない旨を決定しなければならない。
- 第七条 中外合作者は、[合作期間内に合作企業契約の重大な変更](#)について協議し合意した場合には、審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。変更内容が法定の工商登記事項又は税務登記事項にかかわる場合には、工商行政管理機関・税務機関に対し登記変更手続きをしなければならない。
- 第十条 [中外合作者の一方が合作企業契約における権利・義務の全部又は一部を譲渡](#)する場合には、必ず相手方の同意を経た上で、審査認可機関の認可を受けなければならない。
- 第十二条第二款 [合作企業が設立後に、経営管理を中外合作者以外の第三者に委託](#)する場合には、必ず董事会又は連合管理機構の一致した同意を経て、審査認可機関の認可を受け、且つ工商行政管理機関に対し登記変更手続きをしなければならない。
- 第二十四条 合作企業の合作期間は、中外合作者が協議の上、合作企業契約に明記する。[中外合作者が合作期間の延長](#)につき合意した場合には、合作期間の満了する 180日前までに審査認可機関に申請を提出しなければならない。審査認可機関は、申請受領日から30日以内に認可する又は認可しない旨を決定しなければならない。

2. 《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》の内容

表2 本弁法の内容

項目	内容
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新設及び設立済の外商投資企業 (投資性公司、ベンチャーキャピタル企業を含む) ※ 本弁法の実施前に商務主管部門が既に受理している外商投資企業の設立及び変更事項について、審査・批准が完了しておらず、且つ備案範囲に該当している場合、審査・批准手順を終了し、本弁法に基づき備案手続きを行わなければならない。
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外商投資企業の設立・変更 (国家が規定する参入特別管理措置の実施に該当しない場合)
備案機関	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国务院商務主管部門 ➤ 各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市の商務主管部門 ➤ 自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機関

SMBC NEWS

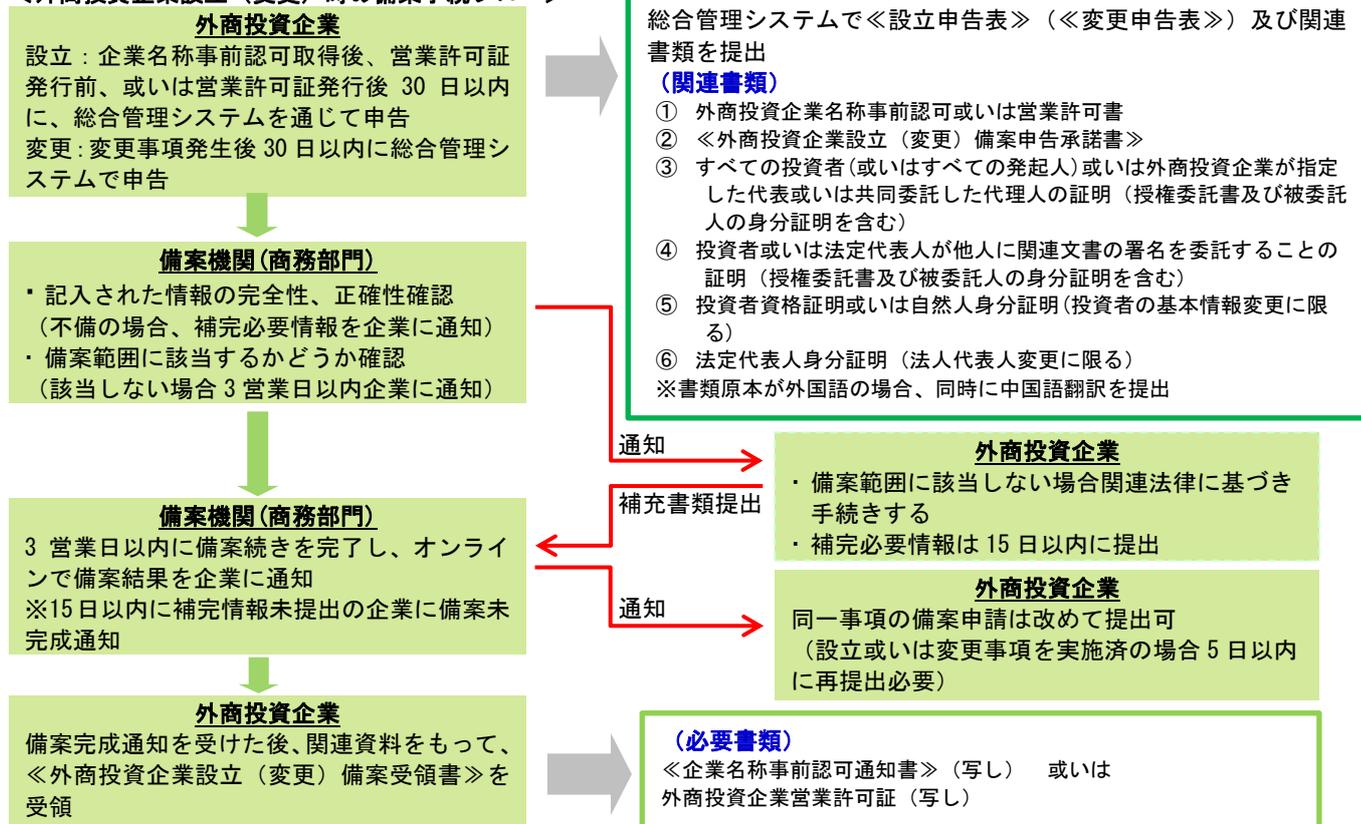


備案項目	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業設設備案 ➢ 企業変更備案 ※ 基本情報変更、投資者基本情報変更、持分（株式）・合作権益変更、合併・分割・終止、財産権益の対外担保や譲渡、中外合併企業の外資出資者による先行投資回収、中外合併企業による経営管理の委託を含む ※ 設立済企業は変更事項がある場合備案手続きを行わなければならない。備案完了後、それまでの《外商投資企業批准証書》は同時に失効となる。
-------------	---

備案手順フローにつきましては、企業設立の場合は営業許可証の発行前或いは発行後 30 日以内、登記事項の変更の場合は変更事項発生後 30 日以内に、外商投資総合管理情報システム（以下「総合管理システム」）^(※)を通じてオンラインにて申告となります。申告後、備案範囲の申告であれば、3 営業日以内に備案機関より備案結果がオンラインで通知されます。

※ 外商投資総合管理情報システム：<http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/>

＜外商投資企業設立（変更）時の備案手順フロー＞



なお、国家工商行政管理総局は、外商投資企業の設立・変更の工商登記について、参入特別管理措置の範囲外の場合、商務部門の備案証明を提出する必要は無い（工商登記の前提条件ではない）、工商行政管理部門（工商局等）は直接申請を受理する^(※)、と明確化しています。

SMBC NEWS



※ 2016年9月30日付「工商総局：外商投資企業の備案管理実行後の関連登記登録業務を適切に実施することに関する通知」（工商企注字[2016]189号）

ただし、備案手続きの実務・運用につきましては、制度変更後間もないことから当面留意が必要です。たとえば、企業設立時の備案手続きのタイミングとして、上記のとおり営業許可証発行後（＝工商局での登記後）も選択可能ですが、ある工商局では営業許可証申請時に備案受領書の提出が求められ、実務上は備案を先行せざるを得ないケースも発生しているようです。

3. 備案管理が適用されない項目（参入特別管理措置）

表3 外商投資参入特別管理措置の範囲

①	「外商投資産業指導目録（2015年改訂）」 ^(※) の制限類、禁止類
②	「外商投資産業指導目録（2015年改訂）」の奨励類のうち、持分・経営幹部の要求がある項目
③	外商投資M&Aによる企業設立、変更

※ SMBC NEWS【2015】13号ご参照

また、本弁法の公布により、「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法（試行）」（商務部公告2015年第12号、2016年4月公布）は同時に廃止され、自貿区も本弁法が適用されますが、自貿区のネガティブリストと本弁法の外商投資参入特別管理措置の範囲は相違があるため、実際どう適用されるかは関連当局に確認する必要があると考えられます。

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場2座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599